

令和 8 年 3 月 31 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 小池 正照 様

松山市長 野志 克仁
(廃棄物対策課扱い)
(公印省略)

松山市産業廃棄物適正処理指導要綱の改正について

平素より、本市の廃棄物行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 4 月 1 日付けで松山市産業廃棄物適正処理指導要綱を改正し、県外産業廃棄物について、以下のとおり取扱いを変更します。

なお、これまでどおり、県外産業廃棄物処理事前協議書は必要ですが、一部手続きを簡略化しています。

1. 改正の概要

- ①市内で県外産業廃棄物の「処分」及び「積替え保管」を行うことは禁止としていましたが、令和 8 年 4 月 1 日以降は、「処分」のみが禁止対象となります。
- ②県外産業廃棄物処理事前協議書(様式第 1 号)のうち、収集運搬業者などの項目を削除し、記載内容を簡略化します。
- ③県外産業廃棄物処理事前協議書(様式第 1 号)の以下の添付書類は、添付不要とします。
 - (1)収集運搬業及び処分業の許可証の写し
 - (2)搬入経路を明らかにする図面
- ④原則、県外産業廃棄物の排出事業者ごとに事前協議書を提出いただいておりますが、同様の廃棄物であることなど下記チェックリストの全てを満たす場合は、排出事業者を問わず、廃棄物の品目でまとめて事前協議書を提出できるよう運用を変更します。

2. チェックリスト

No.	項目	チェック
①	産業廃棄物の品目が同一である 例：太陽光パネル(廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物) 事務所備品(廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)など	<input type="checkbox"/>
②	処分する場所(事業場所在地)が同一である	<input type="checkbox"/>
③	処分の内容(工程)が同一である	<input type="checkbox"/>
④	リサイクル率が概ね同一である	<input type="checkbox"/>
⑤	売却先が同一である	<input type="checkbox"/>

3. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

【問合せ先】

松山市環境部廃棄物対策課 許可担当
TEL:089-948-6912 FAX:089-934-1928
E-mail:sanpai@city.matsuyama.ehime.jp